

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年6月7日
事業者の氏名又は名称	山石物流有限会社(法人番号5500002012112)(代表者 石戸勇至)
事業者の所在地	愛媛県喜多郡内子町五十崎乙379-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県喜多郡内子町五十崎乙379-5、369-8
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年2月21日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(7)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年6月9日
事業者の氏名又は名称	株式会社みなとみらい(法人番号7470001012742)(代表者 宮下浩二)
事業者の所在地	香川県坂出市林田町1613番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市勅使町93-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年2月17日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(7)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(10)重傷事故を引き起こした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(11)重傷事故を引き起こした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	10点
違反点数(事業者)	10点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年6月9日
事業者の氏名又は名称	大輪総合運輸株式会社(法人番号5480001005037)(代表者 森本英樹)
事業者の所在地	徳島県鳴門市撫養町立岩字元地102
営業所の名称	鳴門本社営業所
営業所の所在地	徳島県鳴門市撫養町立岩字元地113-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第2号、第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和4年12月6日及び令和5年1月31日、労働局と合同で監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の4)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p> <p>(7)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年6月19日
事業者の氏名又は名称	株式会社国商運輸(法人番号7122001016816)(代表者 和田隆)
事業者の所在地	大阪府大東市深野南町2-2
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県高松市朝日町5丁目15-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年1月24日及び同年同月25日、労働局と合同で監査を実施したところ、9件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項) (4)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (6)運転者等の業務について定められた事項の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (7)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年6月26日
事業者の氏名又は名称	株式会社共進工業(法人番号6490001000457)(代表者 中澤孝夫)
事業者の所在地	高知県南国市十市4465-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県南国市十市4465-11
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和5年2月10日及び同年3月13日、労働局と合同で監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。